

測量・コンサルタント業務等入札における最低制限価格の算定方法の見直しについて

このたび、国において、ダンピング受注による品質への影響や業務従事者へのしわ寄せに対応するため（ダンピング受注の防止）、低入札価格調査基準の見直しがありました。

当局におきましても、国の基準見直しを受け、測量・コンサルタント業務等入札にかかる最低制限価格の算定方法について見直しを行い、下記のとおり当該制度の改正を行うこととしましたので、お知らせします。

記

1 見直しの概要

基準価格の算定

【現行（H28.5.31まで）】

測量業務

直接測量費の100%

測量調査費の100% ⇒

諸経費の30%

の合計額

【見直し後（H28.6.1から）】

直接測量費の100%

測量調査費の100%

諸経費の45%

の合計額

建築関係コンサルタント業務

直接人件費の100%

特別経費の100% ⇒

技術料等経費の50%

諸経費の50%

の合計額

直接人件費の100%

特別経費の100%

技術料等経費の60%

諸経費の60%

の合計額

土木および補償関係コンサルタント業務

直接人件費の100%	⇒	直接人件費の100%
直接経費の100%		直接経費の100%
その他原価の90%		その他原価の90%
一般管理費等の30%		一般管理費等の <u>45%</u>
の合計額		の合計額

地質調査業務

直接調査費の100%	⇒	直接調査費の100%
間接調査費の100%		間接調査費の <u>90%</u>
解析等調査業務費の70%		解析等調査業務費の <u>80%</u>
諸経費の30%		諸経費の <u>45%</u>
の合計額		の合計額

2 適用時期

平成28年6月1日以降に入札公告（または指名通知）する業務

（公告日（または指名通知日）が平成28年6月1日以降の入札案件から
新基準を適用します。）